

# 第 章

## 景観形成のための重点施策

本ガイドプランでは、品川区の実情を踏まえ各種施策を設定したが、今後はそれらを区内全域において総合的に展開していくことが必要である。そのためには、実効性ある施策展開のための仕組みづくりが必要と言える。

一方で、本ガイドプランで示した施策を具体的に実行に移し、広く波及させていくためには、特定のエリアを設定し、エリアに該当する施策を集約的かつ優先的に展開することが効果的である。このため、モデル地区<sup>1</sup>を設定し、景観法との整合を図りつつ、より積極的に良好な景観形成を誘導することが望まれる。

また、良好な景観の形成には、区民や事業者、品川区の各主体による協力と協働が不可欠であり、各主体のコンセンサスを得ながらの施策展開が求められる。そのためには、各主体が品川区の目指すべき景観像を共通認識する、つまりアイデンティティを確立していくことが重要となる。このため、本ガイドプランの内容を広く周知し、今後の景観づくりについて皆が考える取り組みを継続的に展開していくことが望まれる。特に、品川区には歴史的まち並みなど、後世に伝えるべき景観が存在し、また、新たに形成される良好な景観を確実に継承していくことも必要であるため、次世代を担う子供達が品川区の景観を知り、学ぶ機会を提供することは重要な取り組みと言える。

以上を踏まえ、本ガイドプランの重点施策としては、次の3点を設定する。

**重点施策 1：区内全域の景観施策の推進**

**重点施策 2：モデル地区における景観施策の展開**

**重点施策 3：景観づくりの普及・啓発活動の展開**

ここでは、これら重点施策の実効性ある展開を目指し、目的・内容を設定するとともに、具体的にどのように取り組んでいくのかを考慮した、推進体制と当面の展開シナリオを示す。また、施策の成果等を評価し、継続的な改善を図る。

<sup>1</sup> モデル地区とは、p.94で述べる景観施策を集約的に展開する地域を示す。以下、同様

# Ⅰ. 区内全域の景観施策の推進

## 1. 目的・内容

本ガイドプランで示した施策を、区内全域にわたり総合的に展開するためには、景観誘導に関わる対象や基準を明確にし、それらの根拠を担保することで、施策の実効性を強化することが必要となる。そこで、良好な景観形成を規制誘導するための届出・勧告の対象や基準を定めるべく、景観法に基づく景観計画を策定し、景観施策の展開を図る。

### 【施策のポイント】

#### 景観行政団体になるための申請・承認

景観法に基づく景観行政を自ら遂行するためには、品川区が景観行政団体になることが前提となる。そのためには、品川区が主体となり積極的に景観行政に取り組んでいる姿勢を東京都に示すことに加え、国や東京都との連携が必要である。そこで、東京都景観づくり基本方針を踏まえた景観形成の誘導、東京都景観条例を踏まえた（仮称）品川区都市景観条例の制定など、区全域で総合的に景観施策を展開するための仕組みづくりを行なう。

#### 景観計画の策定

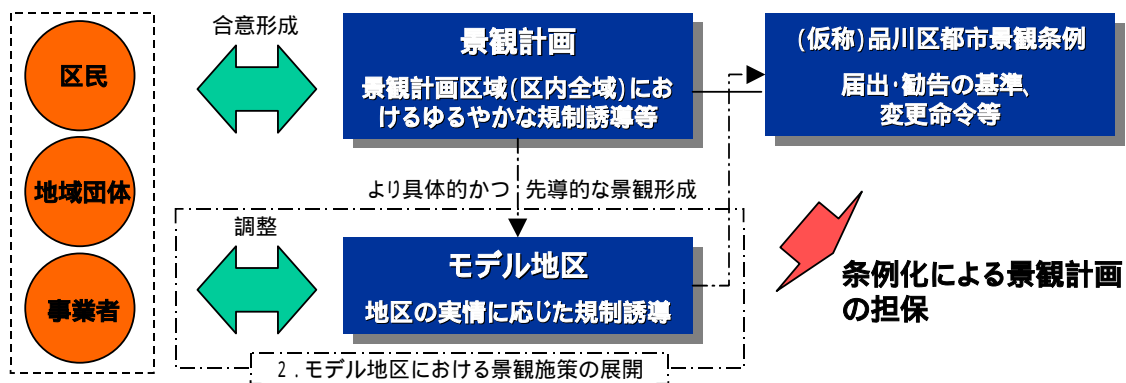
本ガイドプランにおける施策を総合的に展開するために、区内全域を景観計画区域に指定し、景観法に基づく景観計画を策定する。景観計画区域では、建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導等により、良好な景観形成に向けた施策を展開する。

#### 届出・勧告基準の設定

景観計画区域における届出・勧告の基準等は、東京都の景観施策など、既存制度の景観形成の誘導を基本とし、区民や地域団体、事業者等からの意見を聞くための説明会の開催等を行い検討する。特に、モデル地区においては、地区の実情を踏まえた規制誘導を行うために、地区住民や関係する地域団体、事業者等との十分な話し合いに基づき設定する。

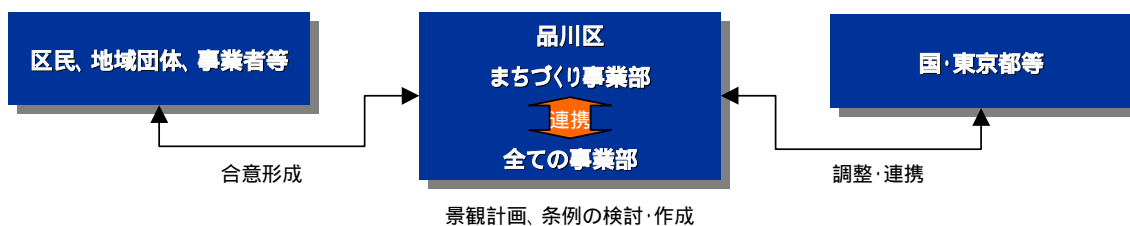
#### 条例化による景観計画の担保

モデル地区では、地区の実情に応じたより具体的な届出・勧告の基準等を条例に定める。条例に定めることにより、勧告のみではなく、変更命令を行うことが可能となり、実効性が担保される。



## 2. 推進体制

- 品川区は、まちづくり事業部が主体となり、区民や地域団体、事業者等の意見を聞くための説明会の開催等を行い合意形成を図る。
- また、国や東京都との調整・連携、各事業部間との連携を図りながら、景観計画の策定、条例の制定を行う。



## 3. 推進スケジュール

### (1) 準備・始動期

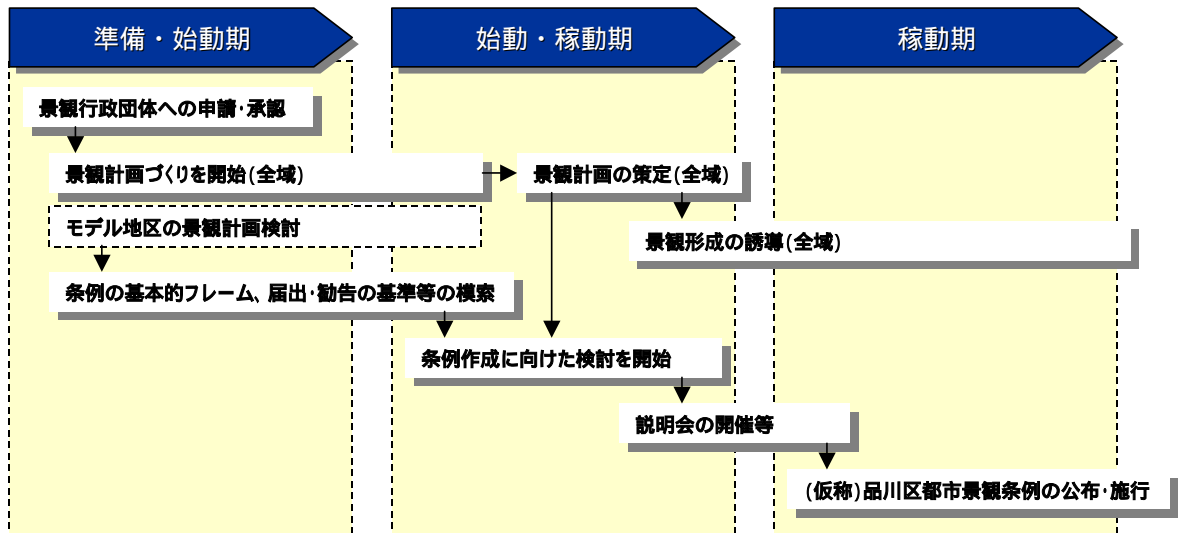
- 景観計画策定のために景観行政団体への申請・承認
- 区内全域における景観計画づくりを開始
- 区内全域およびモデル地区における景観計画の策定状況を踏まえながら、(仮称)品川区都市景観条例の基本的フレーム、届出・勧告の基準等の目安を模索

### (2) 始動・稼働期

- 区内全域における景観計画の策定
- 景観形成の誘導
- 区内全域およびモデル地区における景観計画を踏まえながら、条例作成に向けた検討を開始
- 区民や地域団体、事業者等への説明会の開催等

### (3) 稼働期

- (仮称)品川区都市景観条例の公布・施行



## II . モデル地区における景観施策の展開

### 1 . 目的・内容

「1 . 区内全域における景観施策の展開」にて示したように区内全域を景観計画区域に指定し、景観計画によるゆるやかな規制誘導を展開していくが、本ガイドプランで設定した施策の実効性をより一層担保し、区内全域に波及させていくためには、モデル地区を設定し、施策を集約的に展開することが有効と言える。このため、積極的に良好な景観を形成することが望まれ、かつ、取り組みに対する意欲がある地区を、景観計画におけるモデル地区に指定し、より具体的な規制誘導を図る。

また、これまでも自主的に景観づくりに対する取り組みを行ってきた地区等については、引続き支援等を行う。

#### 【施策のポイント】

##### モデル地区の選定

良好な景観形成に向けた規制・誘導は、地区住民や事業者等の理解と協力がなければ実現しない。このため、対象となるモデル地区は、誰もが良好な景観形成を規制・誘導すべきと認識するだけでなく、景観づくりに対する地区の熱意が必要となる。したがって、モデル地区の選定に際しては、公募形式などを採用し、意識の高い地区を選定する。

##### 景観法に基づく景観の誘導

モデル地区では、実行性ある施策展開を担保するため、景観法に基づく景観計画区域としての規制誘導や「電線共同溝法」の特例等の活用とともに、地区の実情に応じた届出・勧告の基準等を、景観計画と（仮称）品川区都市景観条例に定めて景観施策を展開する。

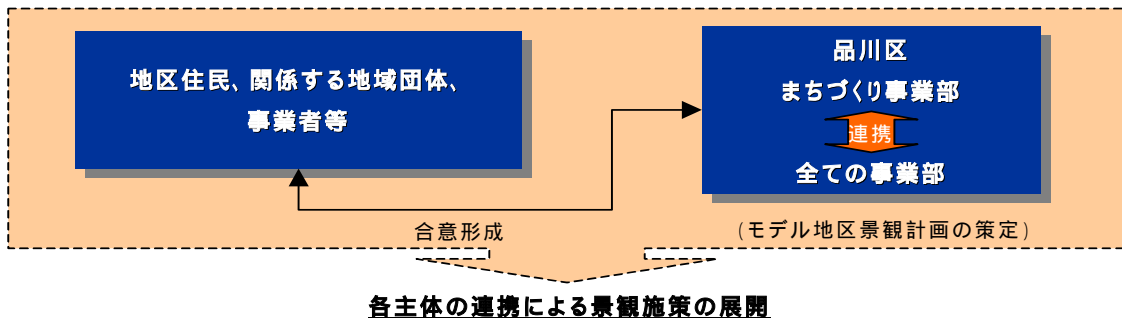
##### 地域が主体となった景観計画の策定

モデル地区では、一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定めることになる。このため、地区住民や関係する地域団体、事業者等との合意形成が必要であり、ワークショップを開催するなど、地域の自主的な取り組みに基づき景観計画の策定を行う。

### 2 . 推進体制

- 品川区としては、まちづくり事業部が主体となって区内部の調整をし、計画策定、事業展開を行う。
- 地区住民や事業者、関係する地域団体等を対象としたワークショップ（事前学習 現地視察 景観形成の課題や方針の検討など）の開催等を行い、地区の実情を踏まえた届出・勧告の基準等に関して話し合いを行う。

- モデル地区における景観の規制・誘導等に関する事業展開に際しては、地区住民や事業者、地域団体、品川区が連携し、協力し合いながら推進する。



### 3. 推進スケジュール

#### (1) 始動期

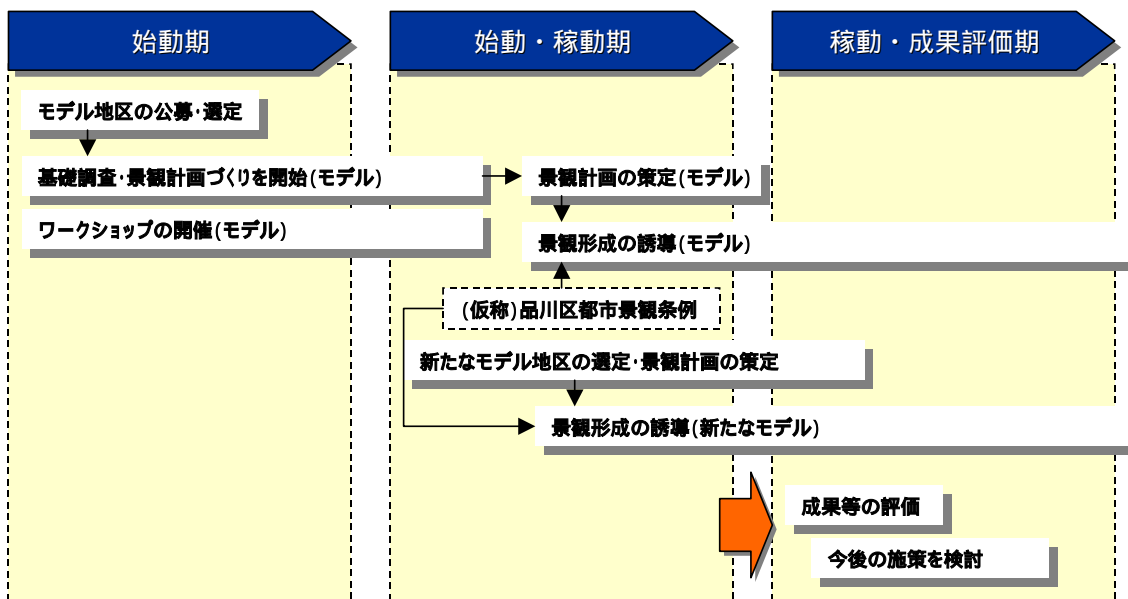
- モデル地区の公募・決定
- モデル地区における基礎調査の実施、景観計画づくりを開始
- ワークショップの開催等

#### (2) 始動・稼働期

- モデル地区における景観計画の策定
- 景観形成の誘導
- 新たなモデル地区の選定・景観計画の策定

#### (3) 稼働・成果評価期

- 景観形成の誘導
- これまでのモデル地区における景観施策の成果等を評価し、次年度以降の施策を検討



### III . 景観づくりの普及・啓発活動の展開

#### 1 . 目的・内容

区民、事業者、品川区が協力・連携しながら個性的で魅力ある景観を形成していくためには、各主体が目指すべき目標像を共通認識し、アイデンティティを確立することが必要である。しかし、アイデンティティの確立は短期的に成されるものでなく、ある程度の時間を要するものと考えられる。

また、景観づくりは、それを捉える主体の評価によって大きく異なるし、長い歴史の中で成立し、後世に伝えるべき景観も存在する。つまり、景観づくりは終わることのない永遠のテーマであり、継続的な取り組みが求められることになる。このため、次世代を担う子供達が景観に興味を持ち、考えることは、今後の景観づくりにとって重要と言える。

したがって、区民や事業者、次世代を担う子供達が、景観に興味を持ち、考え、学ぶことができ、アイデンティティを共有することができるよう、継続性のある普及・啓発活動を展開する。

#### 【施策のポイント】

##### 区民や事業者を対象としたシンポジウムの開催

区民や事業、品川区が景観について共に考え、アイデンティティを共有して行く場として、シンポジウムを開催する。開催日は、「都市景観の日」(10月4日)とし、年1回の継続的な開催を目指す。イベントの継続性を確保するために、来場者に対するアンケートを行い、イベント内容や運営に関する評価を得て、次年度以降の企画に反映させる。アンケートでは、今後の景観施策を展開するうえでの基礎資料を得るために、来場者の景観づくりへの要望も把握するなど、双方型のイベントを展開する。

##### 優れた景観の表彰

個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民や地域団体、事業者等を対象とした表彰制度の導入し、普及啓発の更なる充実を図る。この制度は、「1. 区内全域の景観施策の推進」にて示した(仮称)品川区都市景観条例において定め、実際の公布・施行後から展開し、表彰式は上記のシンポジウムにおいて行うことを検討する。

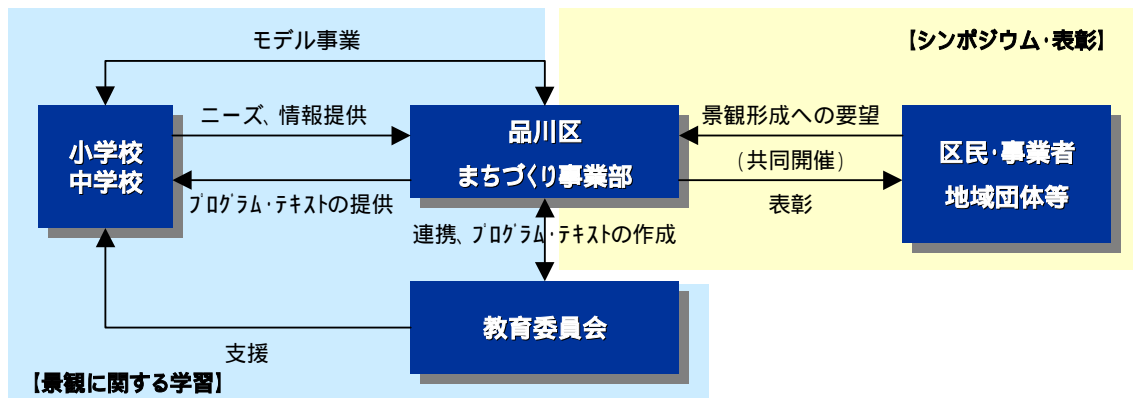
##### 教育機関における景観に関する学習の推進

景観づくりは、自分の住んでいるまちに愛着を持つことが重要であり、その意識を子供のころから育むために小中一貫教育を行う。教育機関に広く普及させるために、モデル的に事業を展開しながら、事前・事後学習での活用など教育現場のニーズを踏まえた、テキストやプログラム等の作成を行う。



## 2. 推進体制

- 品川区はまちづくり事業部が中心となり、表彰制度の導入を行うとともに、地域団体等との共同でイベントの企画・運営を行う。
- 区民や事業者は、積極的にイベントに参加して景観について共に考えるとともに、イベントの企画・運営に対する評価や、今後の施策等に関する提案を行う。
- 景観に関する学習においては、まちづくり事業部と教育委員会が連携し、教育機関の声を反映させながら、テキストやプログラムを作成するとともに、モデル事業を展開する。



## 3. 推進スケジュール

### (1) 始動期

- 第1回景観シンポジウムの企画・開催
- 景観に関する学習に対する教育現場のニーズ把握

### (2) 稼働期

- 前年度の来場者評価を踏まえ、第2回景観シンポジウムを企画・開催
- 景観に関する学習のモデル事業を実施し、テキストやプログラムを検討・作成

### (3) 本格稼働・成果評価期

- 前年度の来場者評価を踏まえ、第3回景観シンポジウムを企画・開催
- 優れた景観形成に寄与した区民や事業者等の表彰制度の導入
- 景観に関する学習のモデル事業の実施
- これまでのイベント、景観に関する学習の成果等を評価し、次年度以降の施策を検討

